

論壇

マネー・ローンダリングと租税犯を巡る一考察

マネー・ローンダリングを取り巻く環境

近年、経済産業省によるデジタルトランスフォーメーション推進に加え、コロナ禍により、経済社会はスピーディーなデジタル化への対応を求められると共にデジタル環境下におけるマネー・ローンダリングのリスクの高まりも懸念されることである。昨秋に実施されたマネー・ローンダリングに関する金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force on Money Laundering)の第4次対日相互審査の結果発表も間近に迫っており、審査結果によっては本邦金融機関等のマネー・ローンダリング等への取組みが大きく左右されるため、関係者の関心は高まっている。重要課題としては、リスク評価書、経営管理態勢、及び米国OFA Cii規制を含む経済制裁への対応などに関する高度化が予想される。

最新の動向が注目されるマネー・ローンダリングだが、その発生由来や意義等について、城祐一郎教授は次のように述べている。1900年代初頭の米国禁酒法時代、マフィアのアル・カポネは違法な酒類密売により多額の収益を隠匿し、1931年に脱税で逮捕された。これは脱税により摘発された事件であるものの、マネー・ローンダリ

グ罪のはじまりといわれている。マネー・ローンダリングとは、「犯罪等の違法行為によって得たことと表に出せないような資金を、合法的に使えるようにするために色んな操作や作為をし、それが合法的に獲得された正当な資金であるかのような外観を作り出す行為全般」である。具体的には、麻薬など禁制品等の売買などによる犯罪行為等(以下「前提犯罪」)によって得た利益(以下「犯罪収益」)を銀行預金口座等に入金して、送金を繰り返したりすることでその出所を隠匿し、その後、合法的な不動産売買等の経済活動に用いる一連の動きとされている。

かねてより、FATF勧告では、マネー・ローンダリング罪の前提犯罪として租税犯(Tax Crimes)が含まれると解釈されており、あわせて我が国においても、平成29年の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」)の改正により、マネー・ローンダリングの前提犯罪として租税犯が追加された。さらに、国家公安委員会の「犯罪収益転換危険度調査書」では、マネー・ローンダリングを企てる者にとって、法律・会計専門家は、取引や財産の管理に介

在させることで正当性があるかのような外観性を構成することが可能になるとされており、詐欺や賭博によって得られた収益を正当な事業収益であるかのように装うため、事情を知らない税理士・税理士法人を利用して経理処理させていた事例もある。このように、法律・会計関係サービスは、マネー・ローンダリングに悪用される危険性があると認められている。かかる危険性の軽減措置として、日本税理士会連合会では、「税理士事務所等の内部規

律及び内部管理体制に関する指針」の改訂等を通じて犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」)の理解を促進している。

このようにマネー・ローンダリングを取り巻く環境を鑑み、本稿では、我々税理士に關連の深い、租税犯とマネー・ローンダリングの前提犯罪、税理士事務所等に求められる内部管理体制、及びカポネの幼少時代における教育環境をふまえた租税教育等への期待について考察する。

万円以下の罰金、国税通則法126条)も前提犯罪には含まれないことになる。また、城祐一郎教授は、脱税をマネー・ローンダリングの前提犯罪に加えたことにより生じる問題を次のように述べている。通常は前提犯罪を履行しないと犯罪収益がえられないことから、その後に行われるマネー・ローンダリングの実行行為が先行するということが考えられないだろう。しかしながら、脱税の場合にはこれが生じうる。たしかに、脱税はあくまで確定申告等において虚偽の申告書を提出したことで実行行為として認定されるため、犯罪収益等が生じない段階、つまり確定申告に先立ってなされる財産の帰属等の仮装・隠匿等の行為実行段階では処罰に値しないという考え方は当然にありえよ

う。しかしながら、脱税者の心理としては、確定申告以前に仮装・隠匿行為を完了することが主な関心対象であるのが一般的であるため、仮装・隠匿行為といった脱税の予備段階においても、先行する仮装・隠匿行為を、犯罪収益等の取得につき事実を偽装する行為に係る罪(犯罪収益等取得事実偽装罪)として処罰の対象とすることは検討に値するのではなかろうか。

上述のように、歴史的にもマネー・ローンダリングの歴史は、アル・カポネの脱税による逮捕により始まったとされている。カポネは、東京の姉妹都市であるニューヨークで幼少期を過ごしながら小学校教育を受けていた。「租税教育等基本指針」によれば、租税教育等の目的は、「社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することでもあり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することである。効果的な租税教育等により納税に対する健全な知識が醸成されれば、民主国家の発展に大きく寄与する」^{ix}とされている。仮に、当時、カポネがこのような租税教育等を受けていれば、その後の犯罪歴もかわって

租税犯とマネー・ローンダリング罪の前提犯罪

金子宏教授は、租税犯につき次のように述べている。租税犯は、国家の租税債権を直接侵害する脱税犯、国家の租税確定権および徴収権の正常な行使を阻害する危険があるため可罰的であるとされる租税危害犯、平成29年改正で創設された煽動犯(国税通則法126条)に分かれる。さらに、脱税犯は通脱犯・間接脱税犯・不納付犯・および滞納処分免脱犯に分かれ、租税危害犯は単純無申告犯・不徴収犯・検査拒否犯等に分かれている。

一方、マネー・ローンダリング罪については、我が国では、組織的犯罪処罰法等において規定されており、さらに組織的犯罪処罰法では、前提犯罪を「死刑又は無期若しくは長期4年以上

の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪」として包括的に規定している。かかる包括規定により、マネー・ローンダリングの前提犯罪となるのは、脱税犯のうち、直接税および消費税の通脱犯(10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその併科、所得税法159条1項、消費税法64条1項等)であり、滞納処分免脱犯(3年以下の懲役もしくは250万円以下の罰金またはその併科、国税徴収法187条1項)等は含まれないことになる。また、租税危害犯(直接税・間接税の分野で1年以下の懲役または50万円以下の罰金、所得税法241条、酒税法56条等)や煽動犯(3年以下の懲役または20

税理士事務所等に求められる内部管理体制

「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」によれば、金融機関や士業者といった事業者(以下「特定事業者」)には、犯罪収益移転防止法により、顧客との間で、現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分など特定の業務(以下「特定業務」)のうち200万円を

超える場合など一定の取引(以下「特定取引」)を行う場合に、本人特定事項の確認等の義務が課されてい

る。税理士事務所等においても、顧客との間で特定業務のうち特定取引を行う際、①本人特定事項の確認(取引時確認)、②確認記録の作成・保存、③取引記録等の作成・保存(①②③を併せて以下「取引時確認等」)を行う必要がある。さらに、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じながら、使用人に対する教育訓練など必要な内部管理体制の整備にも努めなければならぬ。

そのための、税理士事務所等は、自らの内部管理体制の妥当性を再度検証する必要がある。また、上述のよう、法律・会計関係サービスは、マネー・ローンダリングに悪用される危険性があると認められている。

マネー・ローンダリング及び租税犯の未然防止と租税教育等への期待

いたかもしれない。当職が参加させて頂いた租税教室でも、アンケート等上記目的に微力ながら貢献できるものと実感した。小学生時代のカポネにみられるような非行、その後のマネー・ローンダリングや脱税といった犯罪の未然防止においても租税教育等への期待は大きいと思われる。

我々税理士は、デジタルトランスフォーメーションを推進しつつ内部管理体制を充実させることで、マネー・ローンダリング及び租税犯の未然防止に努めながら経済社会の健全性を維持することに貢献し、さらには、租税教育等を推進することで国民の健全な納税意識を育成しつつ、民主国家の発展にも寄与することが期待されていることであろう。

ix Terrorist & Proliferation, The FATF Recommendations, Updated June 2019 (2012), pp.32-33/pp.115-116. vii 国家公安委員会「犯罪収益転換危険度調査書」84頁(令和元年) viii 金子宏「租税法」第23版「1119-1125頁(令和2年・弘文堂)」